

草加市指南

B-2-1 关于健康保险 健康保险について

*このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

*草加市にお住いの方の情報は。

目录 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続
A-2	外国人登記	住民登録
A-3	戸籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1 关于健康保险		
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

这本《草加市指南》用您的母语，为您介绍了有关日语以及日本的生活习惯、规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此书。另外，您可以在各公共设施窗口，请工作人员帮您取来。

我们衷心祝愿大家能在草加安居乐业、生活得愉快。ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。

草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。
国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970(直通)

ファックス: 927-4955

E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所西棟2階エレベーター前

市役所2楼电梯前

(国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で

「NPO Living in japan」が運営しています。)

编制: 草加市 协助: 草加市国际问询角

作成: 草加市 協力: 草加市国際相談コーナー

(令和元年度一部改訂)

B-2-1 关于健康保险

家庭成员的健康是快乐生活不可或缺的因素。我们有必要做一些预防万一的准备。除了加入健康保险之外，还需要事先确认好紧急时的医疗机关。

1. 日本的医疗保险制度

- (1) 制度的目的是为了在患病、受伤时减轻患者的负担。
- (2) 日本是全民参加保险的国家。有3个月以上的签证办理了住民登録的外国人也必须加入医疗保险。
- (3) 除了在工作单位加入了健康保险的人以外，一般人在草加市加入国民健康保险。

2. 工作单位的健康保险

- (1) 加入者
在适用健康保险的公司或团体里工作的人。
- (2) 保险费
 - ①根据本人的工资乘以保险费率来计算。
 - ②保险费由工作单位和本人各付一半。
 - ③一般是从每月的工资中扣除。
- (3) 被保险者证、付给内容等详情请向保险者或者工作单位问询。

B-2-1 健康保险について

楽しい暮らしには、家族全員が健康であることが不可欠です。それには自ら万々に備えての準備が必要です。健康保険制度に加入しての備えはもちろん、緊急の場合の医療機関などをあらかじめ確認しておきましょう。

1. 日本の医療保険制度

- (1) 制度の目的は「病气やけがをした時に必要な医療費の自己負担を少しでも軽くしよう」ということです。
- (2) 日本では、「国民皆保険」を採用しているため、3か月を超える在留資格があり、住民登録をおこなった外国籍市民も公的な医療保険に加入しなければなりません。
- (3) 勤務先で「健康保険」に加入している人以外は、市の国民健康保険に加入することになります。

2. 勤務先の健康保険

- (1) 加入者
健康保険が適用されている会社や団体などで働く人が加入します。
- (2) 保険料
 - ①保険料は、本人の給料をもとに保険料率をかけて計算されます。
 - ②保険料は、本人と事業主とが半分ずつ支払います。
 - ③保険料は普通、毎月の給料から差し引かれます。
- (3) 「被保険者証」・「給付内容」など詳しいことは保険者または事業主に聞いてください。

3. 国民健康保険

除了在工作单位加入了健康保险的人，属于后期高龄者医疗制度对象的人以及接受生活保护的人，其他人要在住民登录的城市的市役所申请加入国民健康保险。

(1) 加入申请

加入 以戸为单位加入，由戸主办理手续。

办理处 草加市役所 保険年金課 電話 048-922-1592

【需要材料】

- 在留卡
- 护照
- 世帯主的个人编号

*加入保险成员的个人编号也需要

(2) 有关保险税

① 保险税金额

保险税是按前一年的收入和家庭构成来计算的。所以每年度保险税会不同。保险税额由纳税通知书来通知。

② 护理保险费

有 40 岁到 64 岁的人员的家庭，护理保险费也包含在国民健康保险费之中。

③ 缴纳方式

每年分 9 次缴纳（6、7、8、9、10、11、12、1、2 月）可在市役所、银行、邮局、便利店缴纳。

※如果没有特殊的理由而不缴纳保险费（税）的话，医疗费有可能要全额自己负担。如缴纳确有困难的话，请到纳税课、保险年金课询问。

3. 国民健康保険

勤務先の「健康保険」に加入している人や、後期高齢者医療制度の対象の人、生活保護を受けている人など以外は住民登録をおこなった市の国民健康保険に加入することになります。

(1) 加入の申請

加入 世帯単位で加入し、世帯主が手続きをします。

窓口 市役所 保険年金課 電話 048-922-1592

【必要なもの】

- 在留カード ●パスポート
- 世帯主の個人番号（マイナンバー）
*加入する人の個人番号（マイナンバー）も必要です。

(2) 保険税について

① 保険税の金額

前年の所得や世帯構成を基に計算されます。

従って、年度ごとに金額が変わり、支払う保険税は「納税通知書」で通知されます。

② 介護納付金分の保険料

家族に 40 歳から 64 歳までの人がいる世帯では、「介護納付金分の保険料」が含まれます。

③ 支払い

保険税は、年間 9 回（6,7,8,9,10,11,12,1,2 月）に分けて支払います。市役所又は銀行・郵便局・コンビニで支払えます。

※特別の理由がないのに保険税を納めないと、医療費が全額自己負担になる場合があります。納めることが困難な場合には、納税課の窓口で相談してください。

(3) 有关「被保険者証」

①「被保険者証」是加入了保险的证明。发给每一个加入者。另外，发给70岁以上至75岁未滿的人高龄受給者証。

②下述情况时，请向草加市保险年金課提出申报。

- 加入或退出单位的健康保险时（扶养家属也同样）
- 搬入或搬出草加市时
- 被保険者生孩子时
- 被保険者死亡时
- 地址、戸主、姓名改变时
- 被保険証遺失时
- 想要接受生活保护或者不再接受生活保护的时候

(4) 国民健康保险的支付内容

①医疗费

在医院出示了保险证后，医疗费の70%由保险负担，30%自己负担。自己负担的比例是70岁以上75未滿的人20%（如果收入跟工作时一样的话要负担30%），义务教育入学前的儿童负担20%（儿童的医疗费市还有减免）。儿童医疗费详情请参考B4-2 儿童的健康。

②高额医疗费

高额医疗费（住院，门诊）发生时，超过“自己负担限度額”的部分，通过申请，几个月后会得到还付。一个月的自己负担限度額是根据年龄和收入而不同。

※限度額適用認定証

通过事先办好手续，在医院支付医疗费时，即使是高额费用也只要支付自己负担的限度額即可。

但必须事先取得此限度額適用認定証。（若拖欠或未缴保险稅将无法取得此認定証）

(3) 「被保険者証」について

①被保険者証は、保険に加入していることを証明するもので、加入者一人ひとりに交付されます。また、70歳以上75歳未滿の方には高齢受給者証が交付されます。

②次の様な場合には、草加市の保険年金課に届出をしてください。

- 職場の健康保険に加入またはやめたとき（扶養の人も同じ）
- 転出や転入をしたとき
- 子どもが生まれたとき
- 被保険者が死亡したとき
- 住所や世帯主、氏名が変わったとき
- 被保険者証をなくしたとき
- 生活保護を受ける又は受けなくなったとき

(4) 国民健康保険の「給付内容」について

①医療費

国民健康保険の被保険者証を持参して診療を受けたとき、医療費の7割は保険で支払われ、残り3割を自分で支払います。自己負担の割合は、70歳以上75歳未滿の方（現役並み所得者は3割）と義務教育就学前の子どもが2割（子ども医療費でさらに負担減）です。子どもの医療費については詳しくはB4-2子どもの健康を見てください。

②高額療養費

高額の医療費（入院・外来）がかかったときには、自己負担限度額を超えた額が申請により数か月後に払い戻されます。1か月の限度額は年齢、所得により異なります。

※限度額適用認定証

あらかじめ手続きを行うことで高額医療費の支払いを自己負担限度額までにすることができます。

そのためには限度額適用認定証が必要です。（保険稅を滞納していると交付されません）

③生育時の補助金

在加入了产科医疗补偿制度的分娩机关分娩时，可以得到42万日元的补助金。在没有加入补偿制度的分娩机关分娩，可以得到40.4万日元的补助金。

*原则上生育时的费用由草加市国民健康保险直接支付给分娩机关。

④丧葬费

被保险者死亡时发给5万日元。

※支付对象外（以下情况没有补助）

体检、预防接种、整形美容、矫牙、正常分娩的费用、不适用于保险的（比如人工牙、医院的高价床位）以及工作时的工伤和疾病、打架或醉酒以及由于故意的犯罪所造成的伤害。

③出産育児一時金

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合42万円が支給されます。加入していない分娩機関の場合40.4万円です。

*原則として出産費用を草加市国保が直接分娩機関へ払います。

④葬祭費

被保険者が死亡したとき、5万円が支給されます。

※「給付対象外」のもの

健康診断・予防接種・美容整形・歯列矯正・正常出産の費用・保険適用以外のもの（インプラント・差額ベッド）・仕事上のけがや病気・けんかや泥酔、故意の犯罪によるけがなど。

(5) 維持健康の補助

①健康診断

40歳以上75歳未満の人参加“特定健診”，75歳以上并加入后期高齢者医疗制度の人，实行“后期高齢者健診”。

②参加草加市国民健康保险1年以上、年龄在35岁以上并全部交纳了保险的，在身体精密检查，脑精密检查时可以得到补助。补助额是费用的70%，但以2万为上限。

③另外由保健中心

a, 癌症检诊…分集体体检和各人去医院体检。参加体检须符合条件。

可以在保健中心或专用的名片申请。

*肺癌和结核的体检不需要申请。

b, 给特定年龄的人发行免费检诊的票，检查大肠癌、乳腺癌以及子宫癌。

. 大肠癌 / 乳腺癌 40、45、50、55、60岁

. 子宫癌 20、25、30、35、40岁

※详情请留意広報そうか毎月5日号保健中心发表的通知。也可以在市的网页上看保健中心用英语发表的通知。

(5) 健康づくりの補助

①健診（健康診断）

40歳以上75歳未満の人には「特定健診」、75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者は「後期高齢者健診」を実施しています。

②草加市国民健康保険に1年以上加入している35歳以上の人で、保険税を完納している世帯の人は、人間ドック・脳ドック受診料を助成します。補助額は受診費用の7割とし、2万円を限度とします。

③その他保健センターでは

ア) がん検診・・・集団検診と個別検診があり、対象者の条件があります。保健センターの窓口、はがきで申し込んで検診を受けることができます。

*肺がん・結核検診は申し込みが要りません。

イ) 特定年齢者を対象に大腸がん、乳がん、子宮頸がんの無料検診クーポン券を送付しています。

・大腸がん/ 乳がん 40,45,50,55,60歳

・子宮頸がん 20,25,30,35,40歳

※詳しくは広報そうか毎月5日号にある、保健センターのお知らせを見て下さい。市のHPで保健センターのお知らせを英語で見ることができます。

c, 成人牙科・・・发给特定年齢の人体検通知
诊費 500 日元

ウ) 成人歯科・・・特定年齢者を対象に受診通知票を送付しています。
(受診料500円)

(6) 遇到交通事故时的注意事项

- ① 在交通事故中由他人所导致的受伤，应该由加害者负担医疗费。
- ② 如用国民健康保险来治疗的话，务必事先向保险者（保险年金课）申请并办理有关手续。
- ③ 如果接受了加害者的私下了结费，就不能使用国民健康保险。

《问讯处》 市役所 保险年金课 电话 048-922-1592

(6) 交通事故にあった場合の注意

- ① 交通事故などの第三者行為によってけがをした場合、その医療費は本来加害者が負担すべきものです。
- ② 国民健康保険で治療を受ける場合には、事前に必ず保険者（保険年金課）に届けて必要な手続きをしてください。
- ③ 「示談」などで加害者から治療費を受け取ると国民健康保険は使えません。

《問い合わせ先》 保険年金課 電話 048-922-1592

4 后期高齢者医療制度

此制度は75歳以上（接受生活保護の人除外）の高齢者（后期高齢者）を対象の独立的医療制度。但是，65歳以上75歳未満被认定有一定的身体障碍的人也是此制度的被保険者。

(1) 被保険者証

被保険者每个人都会收到邮寄来的保险証。

(2) 在医疗机关等的自己負担

自己負担の割合は医疗费の15%～20%。但是如果有一定收入（跟退役前的收入差不多）的人，自己負担の割合は30%。

(3) 保险费

根据均等比額以及所得比額計算每个人的保险费。缴付方法可以选择从年金扣除或者从本人或者家族成员的银行账户自动转账。

4. 後期高齢者医療制度

75歳以上（生活保護受給者等を除く）の高齢者（後期高齢者）を対象として独立させた医療制度です。ただし、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も被保険者となります。

(1) 被保険者証

被保険者一人ひとりにカード型の保険証が郵送されます。

(2) 医療機関等窓口での自己負担

自己負担の割合は、かかった医療費の15%か20%です。ただし、一定以上の所得がある人（現役並み所得者）は、自己負担の割合は3割です。

(3) 保険料

均等割額と所得割額を個人ごとに計算されます。払いは年金からの天引きか、自分または生計を共にする家族の銀行口座からの引き落としかを選べます。

(4) 可以接受支付的主要内容（所有的支付都是只发给一部分）

- ①在生病或受伤接受治疗时候
- ②高额疗养费
- ③在做治疗用的紧身胴衣等装具时
- ④在接受上门访问护理时的费用
- ⑤住院时的伙食费
- ⑥身体精密检查及脑精密检查的补助
- ⑦丧葬费

(5) 高额医疗费・高额护理费合算制度

1年内所缴付的医疗费额的自己负担部分和护理保险服务的利用费合算起来超过限度额的部分可以得到补助。

(6) 体检的实施

生活习惯病的早期发现和增进健康等为目的。

(7) 遭遇交通事故等由第三者造成受伤的情况下

用后期高齢者医疗保险接受治疗时，请务必事先向后期高齢者・重心 医疗室提出申请并办理必要的手续。

《问讯处》 市役所 后期高齢者・重心医疗室 电话 048-922-1367

(4) 受けられる主な給付(すべての給付について、一部の支給となります)

- ①病氣やけがの治療を受けたとき
- ②高額療養費
- ③コルセットなどの補装具を作ったとき
- ④訪問看護サービスを受けた時の費用
- ⑤入院した時の食事代
- ⑥人間ドック・脳ドック検査料の助成
- ⑦葬祭費

(5) 高額医療・高額介護合算制度

1年間に払った医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料を合算し、限度額を超えた分を支給します。

(6) 健康診査の実施

生活習慣病の早期発見など、健康増進を図る目的で実施しています。

(7) 交通事故などの第三者行為によってけがをした場合

後期高齢者医療保険で治療を受ける場合には、事前に必ず後期高齢者・重心医療室に届けて必要な手続きをしてください。

《問い合わせ先》

市役所 後期高齢者・重心医療室 電話 048-922-1367